

○留置施設の管理運営に関する訓令の解釈及び運用について

(平成19年7月2日島監甲第914号県警察本部長例規通達)

(概要)

この例規通達は、訓令制定の趣旨及び要点並びに訓令の解釈及び運用について定めたものです。